

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日の翌日)

目次

◇告 示 都市計画の決定に係る図書の縦覧
都市計画の変更に係る図書の縦覧

告 示

鳥取県告示第千十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、羽合都市計画公園を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十七年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の決定に係る土地の区域

第五・八・一号 鳥取海岸臨海公園

東伯郡羽合町大字上浅津字二ノ兩龍土、字堂ノ本、字二ノ屋敷、字中島及び字二ノ中島、大字下浅津字上大坪、字下大坪、字船寄及び字鍛冶屋、大字光吉字南津、大字南谷字コト引、字大外、字大場、字大上、字限ノ内及び字中島、大字字野字石脇、字磯浮、字東屋敷、字西屋敷、字西峰及び字西又二、大字橋津字二ノ浜屋敷、大字久留字三ノ大縄、大字長瀬字五ノ千石、字六ノ千石、字十ノ千石、字十一ノ千石、字十二ノ千石、字十三ノ千石、字鱈池、字池端、字新川前、字新川屋敷及び字新川尻並びに橋津川及び東郷池の河川区域

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、東郷都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十七年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の変更に係る土地の区域

第五・八・一号 鳥取海岸臨海公園

追加する部分

東伯郡東郷町大字引地字寺前、字舞鶴及び字明五の湯、大字松崎字仲町、字上町、字西ノ丸、字城山及び字堀、大字藤津字中浜、字向田、字沖新田、字泥中、字若山、字コフワイ、字ナメラ、字下ナメラ、字南フクラ及び字大鼻、大字宮内字只津、字只津平、字狐塚、字出雲山、字尾和田平、字長谷、字小長谷、字山屋敷、字宮津、字下宮津、字弁才、字段々鼻、字椎山及び字コキドノ並びに舍人川及び東郷池の河川区域

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十七年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の変更に係る土地の区域

第五・六・一号 打吹公園

変更する部分

倉吉市字惣田山及び字三本松

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画土地区画整理事業を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十七年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 変更に係る都市計画の名称

変更前 上道土地区画整理事業

変更後 上道中野土地区画整理事業

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

号

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】